

どんなものがあるの？

農業の補助金や助成金

市では、「農業を営む方」、「これから農業を始めようとする方」に様々な支援を行っています。主な補助制度を紹介しますので積極的に活用ください。



遊休農地等の活用

利用促進補助金

遊休農地等の活用

遊休農地等の有効活用を図るため、荒廃した農地を再利用し農業経営の規模拡大を目指す農業者を支援します。

補助対象者

市内に住所があり、農地を借りて農業経営の規模拡大をしようとする農業者及び農業生産法人

補助金の額

①賃借権を新規に設定した遊休農地（10aあたり）

20,000円

②賃借権を新規に設定した荒廢農地（10aあたり）

5,000円

③遊休農地・耕作放棄地において営農再開を目的に作付けした種苗等の購入費

購入費総額（消費税除く）の1/4に値する金額

補助要件

①農業振興地域の農用地に指定されている農地

②農業委員会を通して5年以上の賃借権の新規利用権設定を行っていること

③賃借権の利用権設定面積が5a以上あること

環境保全型農業 直接支払交付金

農業も地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくことが重要となっており、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して支援します。

交付対象者

①工芸ファーマーの認定を受けていること

新規就農者へ支援 新規就農者支援事業助成金

新規に認定就農者（県）が農計画を認定した就農者となりた者が、農業で生計を維持するうえで、生活自体に窮する場合及び借家の賃借に窮する場合に、その生活支援・

新規に認定就農者（県）が農計画を認定した就農者となりた者が、農業で生計を維持するうえで、生活自体に窮する場合及び借家の賃借に窮する場合に、その生活支援・

②農業環境規範に基づく点検を行っていること

交付金の額

（10aあたり）8,000円

交付対象となる取組

①化学肥料、化学合成農薬の5割低減とカバーワープの作付けを組み合わせた取組

補助対象にならないもの

同一世帯員から賃借権を設定した農地

成員から賃借権を設定した農地

農業生産法人が当該法人の事業に常時従事しているもの又は当該法人の構成員が

賃借権を設定した農地

農業者年金の受給のために賃借権を設定した農地

荒廃した農地を再利用する補助金は国の耕作放棄地再生利用交付金制度もありますのでお問い合わせください。

ターン等をした概ね45歳までの市内で新たに農業を営む予定の者で、就農1年目にあって生活に窮する者

◇助成額（一世帯あたり）
用額50,000円以内
(最大2年間)

■新規就農者住居助成事業
△助成対象者
専ら農業だけで生計を維持することを目的に、市内に一ターン等をした概ね45歳までの市内で新たに農業を営む予定の者で、市内に生活の拠点がない者

◇助成額（一世帯あたり）
月額30,000円以内
(最大2年間)

■米の所得補償交付金
生産数量目標を達成している販売農家を対象に、主食用米の作付面積から10aを控除した面積に対して、(1aあたり)1,500円

■水田活用の所得補償交付金
水田で麦、大豆、米粉用米等を販売目的に生産する農家を対象に、作付面積に対し、生産作物毎に設定された単価で交付

■畑作物の所得補償交付金
麦、大豆等の畑作物を生産数量目標に従つて、販売目的で生産する農家を対象に、出荷した数量と品質の等級に応じて交付

この交付金の申請期限は、6月末となつてあり、現在は申請を受け付けてあります。平成25年度産の申請受付は、平成25年5月頃の予定です。

■補助単価（1kgにつき）
生もみ5円 乾もみ3円
■申請先
梨北農業協同組合常農部
☎ 2314570

■有機農業普及促進事業補助
扶助単価（1kgにつき）
生もみ5円 乾もみ3円
■申請先
梨北農業協同組合常農部
☎ 2314570

■果樹事業補助・新植苗事業費
扶助単価（1kgにつき）
生もみ5円 乾もみ3円
■申請先
梨北農業協同組合常農部
☎ 2314570

